

# ○西紋別地区環境衛生施設組合職員の特殊勤務手当 に関する条例

〔昭和51年4月1日〕  
〔条例第3号〕

|    |             |        |             |        |
|----|-------------|--------|-------------|--------|
| 改正 | 昭和53年 4月 4日 | 条例第 2号 | 平成 8年 3月28日 | 条例第 2号 |
|    | 昭和56年 3月 9日 | 条例第 2号 | 平成12年 3月27日 | 条例第 1号 |
|    | 昭和61年 3月26日 | 条例第 2号 |             |        |
|    | 平成 7年 3月27日 | 条例第 2号 |             |        |

(目的)

第1条 この条例は、西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（昭和50年条例第5号）第9条に規定する職員に対して支給すべき特殊勤務手当に関する事項について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。

(1) 勤務手当

(2) 業務手当

(勤務手当)

第3条 勤務手当は、衛生センターに勤務する職員に支給する。

2 勤務手当の額は、月額4,000円とする。

(業務手当)

第4条 業務手当は、衛生センターに勤務する職員で衛生センター施設の各槽内清掃業務に従事した者に支給する。

2 業務手当の額は、1回1,500円とする。

(実施規定)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附則（昭和53年4月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附則（昭和 56 年 3 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附則（昭和 61 年 3 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 12 月 20 日から適用する。

附則（平成 7 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。